

東地申
第10号

~第1回~
10月18日 ~その2~

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び 公休日労働に関する協定」についての申し入れ

【1項】

2016年度から2017年度9月までの期間で発生した36協定違反と労働基準法違反の概要が回答される！

36協定違反1件

①平成29年2月21日 田町運転区

休憩時間と非番で勤務作成を行い、日の限度時間を越えた。

労働基準法34条違反（休憩時間未付与）7件

①2016年 5月 松戸駅

0:00~7:20の勤務者に前日の20:00~24:00まで勤務を命じた際に、45分しか休憩時間を与えなかった。

②2016年 5月 大田運輸区

変形日勤を午前半休で出勤し、勤務終了後に超勤し6時間を越えて勤務した際、休憩時間を付与していない。

③2016年 5月 大崎駅

日勤勤務で、休憩時間に超勤をおこない、60分の休憩が取れなかったため、必要な休憩時間の未付与が発生している。

④2016年 6月 松戸車両センター

午前半休で出勤した社員が超勤し、6時間を越えて勤務した際、休憩時間を付与していない。

⑤2016年10月 大田運輸区

午前半休で出勤した社員が超勤し、6時間を越えて勤務した際、休憩時間を付与していない。

⑥2017年 1月 東京信号技術センター

午前半休で出勤した社員が超勤し、6時間を越えて勤務した際、休憩時間を付与していない。

⑦2017年 8月 大田運輸区

変形日勤の社員に対して乗務指示をした際、休憩時間が足りず未付与が発生。

労基法第34条

使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

会社は「36協定違反は労働基準法32条違反の認識はある」と回答するが、
その認識と危機感が回答書に反映されていない！

また、繰り返し発生している34条違反は「休憩時間を与えない」と
いうことであり超勤の議論以前の問題だ！